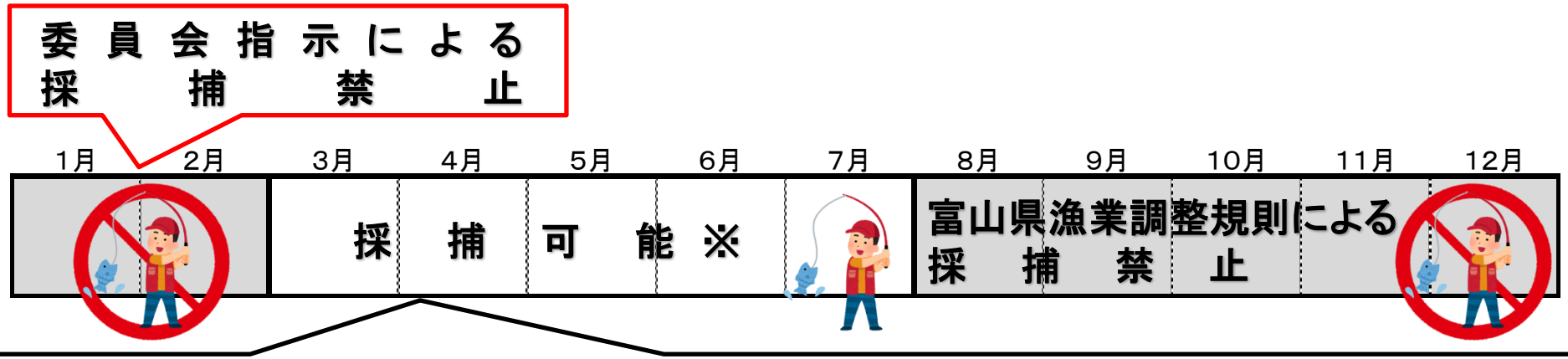
（参考）

富山県内の内水面では、令和9年1月1日～同年2月28日までさくらますの採捕が禁止となります。
（富山県内水面漁場管理委員会指示第4号）



※さくらますが漁業権魚種である漁場では、遊漁規則により以下のとおり採捕可能期間が定められています。

内共第2号（小川）	3月1日から 6月15日まで	内共第8号（神通川）	富山漁業協同組合へお問い合わせください。
内共第3号（黒部川）	3月1日から 5月31日まで		
内共第12号（庄川）	3月1日から 5月31日まで	内共第9号（井田川）	婦負漁業協同組合へお問い合わせください。

さくらますの資源保護等を目的とした規制です。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

富山県水産漁港課・富山県内水面漁場管理委員会